○環境省告示第十二号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第二項の規定に基づき、天竜奥三河国定公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省及び静岡県庁に備え付けて供覧する。

平成二十八年一月二十九日

環境大臣　大塚　珠代

一　削除する区域

静岡県浜松市天竜区二俣町二俣の一部

二　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第十三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第二項の規定に基づき、天竜奥三河国定公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省及び静岡県庁に備え付けて供覧する。

平成二十八年一月二十九日

環境大臣　大塚　珠代

一　特別地域から次の区域を削除する。

静岡県浜松市天竜区二俣町二俣の一部

二　次の単独施設を削除する。

種類	位置
宿舎	静岡県浜松市天竜区羽山公園

三　次の単独施設を追加する。

種類	位置
園地	静岡県浜松市天竜区羽山公園

四　公園計画を表示した図面（省略）

○環境省告示第十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十九日

環境大臣　大塚　珠代

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　株式会社太洋サービス

ロ　住所　静岡県浜松市西区篠原町九千二百五十四番地の二

ハ　代表者の氏名　代表取締役　鈴木　京子

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

静岡県浜松市西区篠原町字長浜浦二万七千二百八十六番一並びに字浜表二万六千七百四十五番一並びに坪井町字長池三千四百六十五番八、三千四百六十五番九、三千四百六十五番十、三千四百六十五番十一及び三千四百六十五番十二

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(5)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(6)　金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

五　申請年月日

平成二十八年一月八日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　環境省関東地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課

ニ　浜松市環境部産業廃棄物課

ホ　浜松市西区役所

○環境省告示第十五号

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）第四条の規定に基づき、廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成十七年九月環境省告示第九十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

環境大臣　大塚　珠代

第３の１中「廃棄物が中間処理された後に海洋投入処分をされる場合にあっては、当該中間処理を行う中間処理業者が許可申請者となるものとする。」を「建設汚泥にあっては、建設汚泥の発生する事業の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）が許可申請者となるものとする。」に改める。

第４の１の(1)の二中「なお、中間処理をされるものにあっては、中間処理施設に受け入れる廃棄物の発生地をできる限り明らかにするとともに、当該中間処理施設において行われる中間処理の内容その他当該中間処理施設における廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程を記載するものとする。」を削り、2)中「中間処理をされるもの及び」を削る。

第５の１の(2)の①の２を次のように改める。

②　廃棄物の判定基準への適合状況について

判定基準への適合状況について、廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物が海洋投入処分されるに至る処理の過程（中間処理をされるものについては、中間処理施設において行われる処理の内容その他中間処理施設における廃棄物の受入れから海洋投入処分に至る処理の過程）を確認の上、変化がないと見込まれる場合は、その旨を記載するものとする。

変化が見込まれる場合にあっては、判定基準への適合状況について改めて確認するものとする。

第５の２の(1)の①の②中「１年に１回（許可の有効期間が１年に満たない場合は、当該許可の有効期間において１回）の頻度で１に定めるところにより確認するものとする。」を「廃棄物が発生するまでの過程及び発生した廃棄物が海洋投入処分されるに至る処理の過程（中間処理をされるものについては、中間処理施設において行われる処理の内容その他中間処理施設における廃棄物の受入